

電話予約による証明書等の休日交付要綱

平成28年8月3日

砥部町告示第120号

(目的)

第1条 この告示は、住民票の写し（ただし、住民票コード又は個人番号が記載された住民票、除かれた住民票及び改製された住民票は除く。以下同じ）、印鑑登録証明書及び所得（課税）証明書（以下「証明書等」という。）の交付を受けることについて、あらかじめ電話により予約した者に対し、休日（砥部町の休日を定める条例（平成17年砥部町条例第2号）第1条に掲げる日。以下同じ。）に証明書等を交付すること（以下「電話予約サービス」という。）により、町民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本人 証明書等に記載される者をいう。
- (2) 請求者 証明書等の交付予約を行う者（次条に掲げる請求及び受取の資格者に限る。）をいう。
- (3) 受取人 証明書等を受領する者（次条に掲げる請求及び受取の資格者に限る。）をいう。

(証明書等の種類等)

第3条 電話予約サービスにより交付を受けることができる証明書等の種類並びに請求及び受取の資格者は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	請求及び受取の資格者
住民票の写し	本人又は本人と同一の世帯に属する者
印鑑登録証明書	本人又は本人と同一の世帯に属する者
所得（課税）証明書	本人又は本人と同一の世帯に属する者

(電話予約)

第4条 電話予約サービスを利用しようとする者は、町の執務時間（砥部町執務時間規則（平成17年砥部町規則第1号）第2条に規定する時間。以下同じ。）に、次に掲げる事項を明らかにして戸籍税務課に電話予約をしなければならない。

- (1) 請求者の住所、氏名及び連絡先の電話番号
- (2) 予約する証明書等の種類及び通数
- (3) 続柄、本籍の表示の有無（住民票の写しのみ）
- (4) 印鑑登録番号（印鑑登録証明書のみ）
- (5) 証明年度（所得（課税）証明書のみ）
- (6) 受取人が請求者と異なるときは、受取人の氏名及び請求者との関係
- (7) 証明書等を受け取る日時

(8) 受取人が持参する本人確認書類

(証明書等の作成)

第5条 戸籍税務課は、前条の規定により予約を受けたときは、その内容を確認のうえ当該予約に係る証明書等を作成し、必要な書類とともに、交付予定日の前日の午後6時までに本庁舎の宿日直事務に従事する者（以下「宿日直者」という。）に引き継ぐものとする。

2 前項の規定により作成した証明書の認証日は、予約の受付日とする。

(証明書等の交付)

第6条 証明書等の交付は、休日の午前9時から午後5時までの間に、本庁舎の宿日直室において行うものとする。

2 前項の交付は、宿日直者が行うものとする。

(交付に係る確認及び手続)

第7条 宿日直者は、証明書等の交付に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の申請書又は請求書に必要な事項を受取人に記入させること。
- (2) 受取人が本人であることを明らかにする書類等の提示を求め、本人確認を行うこと。
- (3) 印鑑登録証明書の交付に当たっては、受取人に当該証明書に係る印鑑登録証を提示させること。

2 宿日直者は、証明書等を交付するときは、砥部町手数料条例（平成17年砥部町条例第56号）に定める当該証明書等に係る手数料を徴収し、その領収書を交付するものとする。

(事後処理)

第8条 宿日直者は、交付した証明書等に係る申請書又は請求書及び徴収した手数料を戸籍税務課に引き継ぐものとする。

2 請求者が指定した期日に予約に係る証明書等の受け取りがなかったときは、予約がなかったものとみなし、発行された証明書等は、廃棄処分するとともに、必要に応じてその証明書等の発行履歴を削除するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。